

王寺町低入札価格調査制度に係る取扱要領

第1 目的

この要領は、王寺町が発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施行の確保を図ることを目的とする。

第2 定義等

- 1 この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。
- 2 この要領において、「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- 3 この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- 4 この要領において、「評価値」とは「王寺町総合評価落札方式(標準型・簡易型)実施要領」第13条に規定する「評価値」のことをいう。
- 5 この要領において、当該入札が「王寺町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」に基づき実施された工事にあつては、「落札者」とあるのを「落札候補者」に読み替えるものとする。

第3 低入札価格調査制度対象工事

低入札価格調査制度の対象工事は次のとおりとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の競争入札により実施された全ての建設工事
- (2) その他発注者が必要と認めた工事

第4 調査基準価格の設定及び算定

- 1 低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。
- 2 調査基準価格は、実施設計額の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。
- 3 調査基準価格は、次に掲げる額の合算額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては当該予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
- 4 事業担当課長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず予定価格に

100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内で、調査基準価格を定めることができる。

第5 入札参加者への通知

入札執行者は、次の事項について公告するとともに、入札説明書及び入札通知書においても記載すること。

- (1) 低入札価格調査制度を採用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者(王寺町総合評価落札方式(標準型・簡易型)実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の最も高い者)であつても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、入札執行者が定める期限までに、第7に定める書類を提出しなければならないこと。なお、期限までに提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、事情聴取及び資料の提出に協力しなければならないこと。なお、この事情聴取及び資料の提出に応じない場合は失格となること。
- (6) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (7) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となること。なお、契約保証金を支払われない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できないものであること。
- (8) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約する場合においては、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「法定主任技術者等」という。)とは別に、法定主任技術者等と同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置を求めること。
- (9) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となった者は、下請金額に関わらず、下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならないこと。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを実施する場合があること。
- (10) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。
- (11) 下請代金の不払い及び支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。

第6 入札の執行

- 1 入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者(王寺町総合評価落札方式(標準型・簡易型)実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の

最も高い者)に対して、低入札価格調査を実施する旨を告げ、期限を示して、第7に定める書類の提出を指示するものとする。なお、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者(王寺町総合評価落札方式(標準型・簡易型)実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の最も高い者)が複数の場合は、くじ引きにより低入札価格調査を行う者(以下「調査対象者」という。)及び調査順位を決定するものとする。

- 2 入札執行者は、調査対象者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。
- 3 入札執行者は、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第8に定める契約審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

第7 提出書類

提出書類は、次に掲げるものとし、王寺町低入札価格調査マニュアルにより作成するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (2) 入札金額の積算内訳等(様式2~4)
- (3) 手持ち工事の状況等(様式5~6)
- (4) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連(様式7)
- (5) 手持ち資材の状況(様式8)
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係(様式9)
- (7) 手持ち機械の状況(様式10)
- (8) 労務者の具体的供給見通し(様式11~12)
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者(様式13)
- (10) 建設副産物の搬出地(様式14)
- (11) 資金繰り表(様式15)
- (12) 契約済み及び支払未完了工事一覧表(様式16)
- (13) 入札者から入札時に提出された見積根拠資料の内容に応じて、王寺町低入札価格調査マニュアルにより定める書類(様式17~様式28)

第8 低入札価格調査の実施

- 1 低入札価格調査は、契約審査会(以下「審査会」という。)が行う。
- 2 審査会は、副町長を会長とし、総務部長、地域整備部長、水道部長、総務課長、事業担当課長で構成する。ただし、副町長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
- 3 会長が必要と認める場合は、臨時に委員を選任することができる。
- 4 審査会の庶務は、総務課において行う。
- 5 入札執行者は、調査対象者から提出のあった第7に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
- 6 審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに低入札価格調査を実施するとともに、次の内容についても併せて調査するものとする。
 - (1) 調査対象者が受注した王寺町発注工事の成績状況
 - (2) 調査対象者の経営内容及び経営状況

- (3) 調査対象者の信用状態
- (4) その他必要な事項

第9 低入札価格調査後の落札者の決定

- 1 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置
 - (1) 審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - (2) 入札執行者は、(1)の通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
- 2 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置
 - (1) 審査会は、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - (2) 入札執行者は、アの通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者(王寺町総合評価落札方式(標準型・簡易型)実施要領第2条に定める工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。以下「次順位者」という。)を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第7以降と同様の手続を行い、落札者を決定する。
 - (3) 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、次の通知を行うものとする。
 - ア 当該落札者には、落札決定等の通知
 - イ 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
 - ウ その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第10 審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準

- 1 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者(第9の2(2)のただし書により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。)を失格とする。
 - (1) 低入札価格調査に協力しない場合
 - (2) 設計仕様等に適合しない場合
 - (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
 - (4) 建設副産物の処理が適正でない場合
 - (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - (6) 上記のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合
- 2 1のほか、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第11 低入札価格調査の結果の概要の公表

入札執行者は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するも

のとする。

第12 低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績対比調査等

1 実績対比内訳書の提出

調査対象者で請負業者となった者(以下、「請負業者」という。)は、工事完了後速やかに、低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績とを対比する調書(王寺町低入札価格調査マニュアル様式2を準用)を入札執行者に提出しなければならない。

2 下請業者への適正な支払い確認等の実施

入札執行者は、必要があると認められる場合は、工事完了後速やかに、下請代金の支払いや支払期間が不適切でないか等に関し、請負業者及び下請業者の双方から事情聴取を行うことができる。

3 入札執行者は、1及び2の調査等により必要と認められる場合は、請負業者に対して、適切な指導を行うものとする。この場合において、指導に従わないときには、次の措置を行うとともに、審査会あて報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。

- (1) 口頭による注意
- (2) 文書による注意

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日)

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日）

この要領は、令和5年10月1日から施行する。